

切れ目ない健康づくりの推進

1 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市健康増進総合計画に基づき、地域を基盤とした健康づくりを推進します。地域づくりセンターを中心に、保健師、福祉ひろば職員、地区生活支援員、地域包括支援センター職員、その他地域の関係する地区組織（民生児童委員・食生活改善推進員・体力づくりサポーター等）と連携し、より身近な地域での健康づくりを強化推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 地区担当保健師が、地域を拠点とした保健活動の充実を図るために、モデル地区を設置し身近な地域での健康づくりの取り組みを行いました。
- イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場6回コースで実施。新たに6人が食生活改善推進員として加入（会員数268人）し、市内35地区で栄養指導教室を開催するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で様々な年代を対象とし食生活改善のための取り組みを行いました。
- ウ 健康づくり推進員の設置から約40年が経過する中、健康に対する市民のニーズが多様化し、活動内容や役割も変化してきています。役員選出等の町会の負担軽減も求められており、地区の実情に応じた健康づくり推進員の見直しを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 保健師が、身近な地域で健康づくりの取り組みを行うための体制整備をする必要があります。
- イ 引き続き食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場を支援し、さらには地域の健康づくりに向けた取り組みの支援をします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和50年度 松本市保健補導員のモデルとして、4地区に設置
- 昭和58年度 市内29地区に松本市保健補導員を設置し、松本市保健補導員連合会が発足
- 63年度 松本市健康フェスティバルでのチャリティーバザーを開始し、収益を福祉関係団体に寄付
- 平成5年度 連合会主催の研修会を開催
- 14年度 「松本市保健補導員」から「松本市健康づくり推進員」へ名称変更し、年齢制限、女性限定の任命要件を撤廃
- 令和4年度 全市統一的な健康づくり推進員の活動を廃止し、地区の実情に応じ活動見直しを実施

イ 統計資料

- 昭和44年度 食生活改善推進員の活動開始
- 57年度 食生活改善推進協議会組織化
- 平成9年度 松本市による食生活改善推進員養成教室を開始
- 18年度 松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞
- 令和4年度 40周年記念事業実施

切れ目ない健康づくりの推進

2 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診等各種検診の受診率の向上に取り組むものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本市国民健康保険特定健診や後期高齢者健診等の基本健診、がん検診受診券、各がん検診無料クーポンを1通に同封してお送りする個人通知により受診勧奨を行いました。
- イ スマートフォンやPCから各種検診を予約できるWEBサイトを開設しました。
- ウ FMまつもと、広報まつもと等の各メディアへの出演及び情報掲載、SNS等のインターネットを通じた周知・啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若い世代で受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上が必要です。
- イ 要精密検査となった方の精密検査受診率が低い大腸がん検診等で、精密検査受診を促す取組みが必要です。
- ウ がんの早期発見効果の高い検査を提供するため、胃内視鏡検査の導入について検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	HPV（ヒトパピローマウイルス）併用検診、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始
令和4年度	WEB予約サイトの開設

イ 統計資料

区分	令和3年度			令和4年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	80,689	2,535	3.14	80,341	2,571	3.20
胃がん検診	88,088	2,692	3.06	87,633	2,832	3.23
大腸がん検診	88,088	16,242	18.44	87,633	15,988	18.24
子宮がん検診	50,238	9,493	18.9	49,934	9,777	19.58
乳がん検診	47,083	10,102	21.46	43,197	10,227	23.68
前立腺がん検診	32,068	5,909	18.43	32,163	6,087	18.93

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 保険課
健康づくり課

3 後期高齢者医療の推進

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりとともに、健康保持増進を図るため保健事業の充実を目指しています。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者を対象とする後期高齢者医療は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。市は、保険料の徴収、各種相談及び申請や届け出の受付、保健事業などの業務を担っています。
- イ 健康づくり課が所管する健康診査は、令和4年度の対象者34,665人（要介護3～5は希望者のみ）に対して受診者は15,536人で、受診率は44.5%でした。そのうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は900人でした。
- ウ 令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を、国保、後期、介護保険で連携して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施しています。）
- イ 平成25年度から人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、高齢者が自身の健康を確認する選択肢を広げています。
- ウ 高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り組む重症化予防事業やフレイル予防事業は、高齢者のQOL（生活の質）を高めるとともに、医療費や介護保険給付費の将来負担の軽減につながるため、多くの市民に関心を持ってもらえるよう取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	健康診査の開始健康診査市独自検査項目3項目追加
21年度	健康診査市独自検査項目2項目追加 23年度までに7項目を追加
令和3年度	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始

イ 統計資料

後期高齢者健康診査

(健康づくり課所管)

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	伸び率(%)
H30	35,108	16,462	46.9	△1.3
R01	36,369	16,325	44.9	△2.0
R02	33,422	15,788	47.2	2.3
R03	33,722	15,123	44.8	△2.4
R04	34,665	15,536	44.8	0.0

※ 令和2年度から高齢者健康診査の対象から要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

切れ目ない健康づくりの推進

4 フレイル予防の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

フレイル予防対策として、医療連携の体制整備を進めるとともに、フレイル該当者の把握と予防の周知啓発、保健指導を実施するものです。また、身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場の創出と、健康づくりを支援する人材を育成するものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア フレイルを防ぎ、健康の保持増進、医療費および介護給付費の伸びを抑制するために、「フレイル予防の推進」に関する専門者会議を設置し、今後の方向性について協議しました。また、フレイル対策を主導し、フレイルを考慮した高齢者医療を担う医師を育成するため、「フレイルサポート医」の養成講座を実施し、医師22名、歯科医7名が参加しました。
- イ フレイル該当者の把握強化のため、「電力スマートメータによるフレイル検知実証実験」を西部エリア6地区で行い、93名の一人暮らし高齢者が参加し、フレイルの早期発見の取り組みができました。
- ウ 身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりとして、週1回運動を行うサークルの立ち上げ支援を行い、新たに24サークルが立ち上がり、全93サークルが活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フレイル健診等で把握したフレイル該当者に対し、個別支援を行い、必要な場合は医療につなげるなど、医療と連携したフレイル対策を行います。
- イ フレイル要因となる痩せリスクの方が、国や県と比較して多いため、個別の保健指導等を行い改善に向けての取り組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 地域の中で運動を支援するボランティア「体力づくりサポーター」育成開始
- 令和元年度 自主運動サークル支援事業を開始
- 3年度 「体力づくりサポーター育成事業」と「自主運動サークル支援事業」を地域介護予防活動支援事業へ移行
- 4年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始。「フレイル健診と健康教室開始」
フレイル予防推進協議会の設置

イ 統計資料

	体力づくりサポーター	自主運動サークル立ち上げ	フレイル予防	
	全登録者数	サークル数	健診数	講座数
H30年度	453			
R元年度	440	28		
R2年度	455	51		
R3年度	395	70	77	70
R4年度	412	93	95	76

切れ目ない健康づくりの推進

5 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、松本市健康増進総合計画を推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 「第4期松本市食育推進計画」「第3期松本市自殺予防対策推進計画」を包含した本市の健康づくり施策の基本となる計画として、「松本市健康増進総合計画」を策定しました。
- イ スマートフォンやPCから各種検診を予約できるWEBサイトを開設しました。
- ウ 過去の特健診受診結果やレセプトデータを人工知能により分析した、対象者の傾向別受診勧奨通知の作成・発送や、同分析による勧奨効果を順位づけした受診勧奨名簿の作成などに取り組みました。
- エ 第3期松本市食育推進計画に基づき、「1日2食は3皿運動」を推進するため、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁運動」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を取組みの柱として、より個人の実践につながるよう各部署と連携しながら事業を展開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 無関心層や若者などが受診につながる仕組みづくり、誰もが健康情報を得て、自らすすんで健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。
- イ 市民一人ひとりが体験を通じて豊かな食生活を育めるよう、重点取組みの周知や、作る・味わう等の体験ができる講座、ICTの活用を通じ、個人の実践につながる食育を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(20年度～24年度)策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」(23年度～32年度)を策定
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(25年度～29年度)策定
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(30年度～34年度)策定
令和4年度	松本市健康増進総合計画(5年度～9年度)策定

イ 統計資料

特定健康診査・特定保健指導

単位：%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
特定健康診査受診率	42.3	38.0	43.0	41.6
特定保健指導実施率	43.0	47.3	42.2	

※ R4受診率は速報値。保健指導は実施中。

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課
保健予防課

6 受動喫煙の防止

(1) 目標

健康増進法及び松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 松本城公園・旧開智学校までの道路を令和4年に受動喫煙防止区域に指定し、区域内に指定喫煙所を設置しました。
- イ 禁煙支援ガイドを活用し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と禁煙支援の連携を図りました。
- ウ 禁煙勧奨や受動喫煙防止についての動画を作成し、ホームページ等から配信しました。
- エ 特定施設（第一種施設、第二種施設、喫煙目的室施設）における受動喫煙に関する相談、指導及び飲食店への周知啓発をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な法律施行を目指します。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙支援の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年	3 月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
	12 月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」（禁煙エリア）に設定
30 年	7 月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
	8 月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
	10 月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31 年	3 月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和 元年	7 月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行市公共施設での原則敷地内禁煙開始
	10 月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始
	3 年 4 月	中核市移行に伴い特定施設等へ指導及び助言等の事務が長野県から移譲
	4 年 4 月	松本城公園・旧開智学校までの道路を「受動喫煙防止区域」に指定

イ 統計資料

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
喫煙率（国保特定健診受診者の内、習慣的に喫煙する者）	11.8%	11.1%	11.4% （決定値）	11.4% （速報値）

切れ目ない健康づくりの推進

7 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本市自殺予防対策推進協議会を中心に自殺予防対策を推進するとともに、第3期松本市自殺予防対策推進計画を策定しました。
- イ 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」で個別相談に対応しました。
- ウ 自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代に、相談窓口の啓発及び相談を促すため、ICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるため、検索連動型広告を通年実施しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、小中学校への自殺予防出前講座を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自殺予防対策推進協議会及び庁内連絡会議を中心に、各分野、各団体等との連携を強化して自殺予防対策に取り組みます。複雑化・複合化した相談に対し、包括的に支援します。
- イ ICTを活用し、積極的な情報発信に取り組みます。
- ウ 若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることより、若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定
令和4年度	第3期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和4年度）

相談日数	244日
相談件数	1,656件（実人数124人）

相談者124人の年齢別内訳（令和4年度）

単位（人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
7	21	15	22	34	10	8	7	124

ウ 検索連動型広告実績（令和4年度）

広告表示数（広告が表示された回数。検索した際、必ず表示されるとは限らない）	103,132回
広告クリック数（広告が表示された際、広告をクリックし、相談窓口を確認した回数）	9,421回
広告クリック率（広告クリック数/広告表示数×100）	9.13%

保健衛生・生活衛生の充実

1 感染症予防対策の推進

健康福祉部 保健予防課

(1) 目標

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症の予防・感染拡大防止に向け、的確な対応が行える体制づくりを推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の予防を図りました。
- イ 特に、新型コロナウイルス感染症の対応については、24時間対応の受診相談センターの設置や濃厚接触者へのPCR検査の実施、患者の入院や療養の調整を行いました。また、発生届の限定化以降は、重症化リスクの高い高齢者等の命を守るための戦略を行うなど国の方針転換に合わせ、迅速な対応に努めました。
- ウ また、エイズ・性感染症予防対策については、電話や面接による相談、HIV迅速検査及び性感染症検査（梅毒・クラミジア）を行うとともに、検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、市公式SNSでの情報発信やレッドリボンツリーの設置を行い、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めました。
- エ 結核対策については、結核に関する正しい知識の普及啓発、積極的疫学調査及び接触者検診の実施を図り、結核患者の早期発見と適正な管理をすることで感染拡大予防に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症業務は、膨大かつ多岐にわたるため、全庁での職員応援により対応していましたが、R 4.5.27 から一部の業務を民間業者に委託しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、R 5.5.8 から感染症法上の位置づけが5類に変更となったため、市民や医療機関等が混乱することのないよう移行することが必要となります。
- ウ 新型コロナウイルス感染症業務に多くの時間が割かれ、結核等其他感染症対策における十分な分析が出来なかったことから、結核等其他感染症対策を効果的に推進するための現状分析が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 中核市の指定に関する政令が交付
令和3年度 中核市へ移行、松本市保健所を開設

イ 統計資料

感染症発生件数

(令和4年度)

分類	一類	二類	三類	四類	五類	新型コロナウイルス感染症
件数(件)	-	18	6	17	38	55,971

エイズ相談件数

(令和4年度)

来所相談	電話相談	計
92	159	251

2 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
イ 任意予防接種のおたふくかぜ接種費用の一部補助及びこどものインフルエンザ接種費用の半額助成を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 22 年度	2 月から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 3 ワクチンの接種開始
24 年度	9 月から不活化ポリオワクチン、11 月から四種混合の導入
25 年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 3 ワクチンの定期接種開始 水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26 年度	10 月から水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種開始 4 月から B 型肝炎、10 月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28 年度	県外定期予防接種費用の助成を開始 10 月から B 型肝炎ワクチンの定期接種及び任意接種費用の助成を開始
29 年度	B 型肝炎ワクチンの任意接種の助成費用の拡大
30 年度	任意の高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成制度終了
令和 元 年度	大人の風しん追加的対策開始
2 年度	10 月からロタウイルスワクチンの定期接種開始 任意のこどものインフルエンザ予防接種費用半額助成を開始
3 年度	任意の B 型肝炎予防接種費用の一部助成制度終了
4 年度	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開、キャッチアップ接種開始

イ 統計資料

こどものインフルエンザ接種費用助成

	R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度	
対象者数	24,890 人		24,245 人		23,602 人	
1 回目	16,182 人	65.0 %	12,884 人	53.1 %	11,300 人	47.9 %
2 回目	15,181 人	61.0 %	12,265 人	50.6 %	10,666 人	45.2 %

3 新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づく特例臨時接種として、国が示す対象者及び接種時期に従い、希望する市民全員に円滑かつ効率的に新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症による重症化予防及び感染拡大防止を図るものです。

(2) 令和4年度の実施と成果

- ア 令和4年9月末から、オミクロン株対応二価ワクチン接種を開始しました。
- イ 医療機関での接種のほか、アルピコプラザでの集団接種を通年実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

国の方針やワクチンの供給については非常に流動的であることから、関係機関との協力体制のもと柔軟かつ迅速に接種を進めていきます。

引き続き市のホームページやSNSを通じた周知啓発活動を推進していくとともに、高齢者等のネット弱者への支援体制を確保していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2年 12月	国が第1回自治体向け説明会を開催し接種体制の確保について指示
3年 2月	松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置 医療従事者等への接種開始
4月	高齢者施設への巡回接種開始
5月	集団接種会場で高齢者の接種開始（市職員を動員した接種体制）
6月	医療機関での接種開始
7月	基礎疾患を有する者への優先接種開始
9月	12歳以上への接種開始
12月	3回目接種開始（医療従事者等から順次）
4年 2月	集団及び巡回接種を、市職員を動員した接種体制から委託業務に移行
3月	5～11歳の小児接種開始
4月	12-17歳の3回目接種開始
6月	60歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン（以下、「オミクロン対応ワクチン」と言う。）接種開始
7月	基礎疾患を有する者及び医療従事者等へのオミクロン対応ワクチン接種開始
9月	12歳以上へのオミクロン対応ワクチン接種開始（R4秋開始接種）
11月	生後6か月～4歳までの乳児用ワクチン接種開始
5年 3月	5～11歳用オミクロン対応ワクチン接種開始

イ 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

令和5年3月末現在

接種済 (人)	区分	住民基本 台帳人口 (R4.4.1)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	オミクロン
	65歳以上	67,233	62,818	62,666	61,057	56,042	45,131	51,108
	60歳～64歳	13,384	12,229	12,206	11,635	9,826	5,848	9,069
	50歳～59歳	32,581	29,180	29,122	26,495	18,564	4,748	18,144
	40歳～49歳	34,223	28,567	28,485	23,920	13,626	2,710	13,752
	30歳～39歳	25,155	19,275	19,226	15,369	7,321	1,319	7,714
	20歳～29歳	22,946	16,635	16,584	13,262	5,722	942	6,362
	12歳～19歳	17,804	13,384	13,303	9,950	4,224	43	5,811
	5歳～11歳	14,439	3,648	3,567	1,675			
	生後6カ月～4歳	8,580	466	448	335			
合計	236,345	186,202	185,607	163,698	115,325	60,741	111,960	

接種率 (%)	65歳以上	93.43%	93.21%	90.81%	83.35%	67.13%	76.02%
	60歳～64歳	91.37%	91.20%	86.93%	73.42%	43.69%	67.76%
	50歳～59歳	89.56%	89.38%	81.32%	56.98%	14.57%	55.69%
	40歳～49歳	83.47%	83.23%	69.89%	39.82%	7.92%	40.18%
	30歳～39歳	76.62%	76.43%	61.10%	29.10%	5.24%	30.67%
	20歳～29歳	72.50%	72.27%	57.80%	24.94%	4.11%	27.73%
	12歳～19歳	75.17%	74.72%	55.89%	23.73%	0.24%	32.64%
	5歳～11歳	25.26%	24.70%	11.60%			
	生後6カ月～4歳	5.43%	5.22%	3.90%			
	全体	78.78%	78.53%	69.26%	48.80%	25.70%	47.37%

- ・対象者は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳の人口
- ・接種数は、各接種会場が接種実績をワクチン接種記録システム（VRS）を通して報告した数値を集計（松本市外で接種した者を含む）
- ・初回接種は、医療従事者令和3年2月開始、高齢者令和3年5月開始
- ・18歳以上の3回目接種は令和3年12月開始
- ・小児（5-11歳）接種は令和4年3月開始
- ・12-17歳の3回目接種は令和4年4月開始
- ・60歳以上の4回目接種は6月開始
- ・12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種は令和4年9月末開始（統計は再掲）
- ・生後6カ月～4歳の接種は令和4年11月開始
- ・小児（5-11歳）オミクロン株対応ワクチン接種は令和5年3月末開始

4 生活衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や測定を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、状況に応じて施設への立入検査の中止、延期等の措置を講じながら、許認可・監視指導事務を行いました。
また、旅館組合、理容組合等の講習会を通じて、指導を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 立入検査は、長野県の監視指導計画に準じて実施しており、指摘事項は、総じて変更等の届出の提出、自主管理点検の実施が多く、旅館・公衆浴場では浴槽水の適正な管理、理・美容所では、適正な消毒の実施が多くなっています。
イ 引続き、生活衛生関係法令に基づく施設に対し、立入検査による監視指導や講習会等を通じた指導を行い、施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

<令和4年度 監視件数>

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	1
旅館業	337	112
公衆浴場	127	43
理・美容所	830	166
クリーニング業	129	35
特定建築物	120	11

5 食品衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

松本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設、集団給食施設等における食品の製造、加工、調理等が衛生的に行われるよう、監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図るとともに、市内の食品製造施設で製造される食品及び食品の流通拠点である市場、スーパーマーケット等で流通する食品等を収去し、残留農薬、残留動物用医薬品、添加物、微生物及びその他必要な検査を実施することにより、違反食品を排除し、食品の安全性の確保に努めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、状況によっては、更なる感染拡大を防ぐため、施設への立入及び監視指導の延期も止むを得ない状況でしたが、感染状況を見極めながら、施設の監視指導及び食品等の収去を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テイクアウトやデリバリーを始める飲食店が増えており、十分な加熱調理といった通常の衛生管理に加え、調理能力に見合った提供数や適切なメニュー選択といった食中毒防止のためのリスク管理が求められます。

イ 令和4年度は、市内施設を原因とする不良食品の発生が1件あり、原因追及及び再発防止対策等の指導を行いました。食中毒の発生はありませんでしたが、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導及び食品等の収去を行い、食品による危害発生防止と施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和2年度 令和3年度松本市食品衛生監視指導計画を策定
令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

<令和4年度 監視件数>

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,838	800
営業届出施設（届出件数）	2,168	193
計	7,006	993

<令和4年度 収去検査件数>

収去検体数	検査項目数
200	3,448

保健衛生・生活衛生の充実

6 地域猫管理活動支援事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

動物愛護の推進の観点から、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

オス 69 頭、メス 89 頭の去勢、不妊手術を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

今後も、地域猫管理活動支援事業の指定地域の住民の理解を得られるよう努めます。また、地域猫活動をする団体が増えたため、令和5年度からは、団体を登録制にし、引続き事業を行い、捨て猫等に起因する地域トラブルの減少を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行

平成26年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額

イ 統計資料

地域猫管理活動支援事業として行った手術頭数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オス 上限 8,800円	55	52	63	53	69
メス 上限 16,500円	92	93	90	95	89
合計(頭)	147	145	153	148	158

地域医療・救急医療の充実

1 診療所等事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、5カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和4年度の実績と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

このうち、奈川診療所は、老朽化が著しく、土砂災害特別警戒区域に隣接する要件解消、また、地区内の主要施設の集約化を進めるため、移転改築工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度 安曇島々診療所を民間から引き継ぐことについて議会と協議
 24年度 安曇島々診療所開設
 27年度 安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）統合のため、大野川歯科診療所を廃止
 28年度 大野川診療所及び大野川歯科診療所を現地改築により統合、平成28年4月1日開設
 島々診療所の機能を、隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日開設
 令和元年度 錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止
 4年度 奈川診療所を移転のため新築し、令和5年3月30日竣工

イ 診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和54年 10月30日	平成28年 4月1日	昭和28年 1月10日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 9:00～11:30 (外科) 第2水曜日 10:00～12:00 (歯科) 月・火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（松本市立病院医師） 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 松本市立病院では、新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせ、受入病床を最大37床とし、対応に当たりました。また、発熱外来を受診する患者が増加したことにより、外来収益が増収となり、医業収益全体も前年度を上回る結果となりました。
- イ 令和4年8月に松本市立病院建設基本設計に着手しましたが、産婦人科診療機能見直し検討に伴い、令和5年3月から関連部分の設計業務を一時休止しました。
- ウ 四賀の里クリニックでは、医業収益が減少となりましたが、患者数は若干増加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 一般診療の稼働を高めて経常黒字達成を目指すとともに、職員配置や給与体系の見直し等の業務改善を行います。また、公立病院経営強化ガイドライン及び長野県地域医療構想を踏まえ、令和5年度中に公立病院経営強化プランを策定します。
- イ 感染症法上の位置付け移行後も、松本圏域の感染症指定医療機関として引き続き感染症対策に取り組めます。
- ウ 四賀の里クリニックでは、医療提供体制の充実により収益確保に努めるとともに、老朽化が進んだ現施設の移転を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | | |
|---------------|--------|-------------------------|
| (ア) 松本市立病院 | 昭和23年度 | 村立波田診療所開設 |
| | 平成27年度 | 松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定 |
| | 30年度 | 許可病床数を215床から199床に変更 |
| | 令和3年度 | 松本市立病院建設基本計画を策定 |
| | 令和4年度 | 松本市立病院建設基本設計に着手 |
| (イ) 四賀の里クリニック | 昭和25年度 | 会田村、中川村2カ村組合立病院として開設 |
| | 平成17年度 | 4村合併に伴い市立病院として運営 |
| | 30年度 | 無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更 |

イ 統計資料（4年度稼働状況）

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	年間実数	1日平均数	診療日数	年間実数	1日平均数	診療日数
外来延べ患者数	98,109人	403.7人	243日	9,121人	37.8人	241日
入院延べ患者数	49,940人	136.8人	365日	—	—	—
救急搬送受入	1,423人	3.9人	365日	—	—	—
分娩数	175件	0.5件	365日	—	—	—
ドック・健診	5,967人	24.6人	243日			

3 緊急救急医療等推進事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 初期救急医療（軽症）
 - (ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制
 - (イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療
- イ 二次救急医療（中等症）病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）
- ウ 三次救急医療（重症）信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ
- エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

夜間急病センターは、初期救急医療機関として、市民のみならず松本医療圏内の住民に定着していることから、引き続き松本市医師会等関係機関の協力のもと運営してまいります。

松本医療圏では、在宅当番医制や夜間急病センターによる初期、病院群輪番制による二次及び救命救急センターによる三次の救急体制が確立していますが、国による医師の働き方改革が進められる中、さらなる医療従事者の負担軽減を図る一方で、緊急時に安心して医療が受けられる持続可能な救急医療提供体制の維持が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
令和2年度	365日	2,308人	1,406人	902人	60.9%	19,238千円
令和3年度	365日	2,525人	1,712人	813人	67.8%	23,777千円
令和4年度	365日	2,812人	1,904人	908人	67.7%	26,905千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
令和2年度	14,213人	3,421人	17,634人
令和3年度	17,202人	4,008人	21,210人
令和4年度	21,895人	4,146人	26,041人

※ 松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※ 患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

地域医療・救急医療の充実

4 安心できる医療提供体制の確保

健康福祉部 保健総務課

(1) 目標

市民が安心安全な医療を受けられるようにするため、医療に対する患者の苦情・心配や相談に対応し、医療機関や患者に対し医療安全に関する助言および情報提供を行うほか、医療機関が医療法及び関連法令に規定された人員や構造設備を有し、適正な管理を行っているか検査を行います。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

- ア 医療安全支援センターで、専属の職員が病気や医療機関等に関する相談を受け、その内容を医療機関との情報交換会において共有しました。
- イ 医療従事者や地域住民を対象に、医療安全支援センターで受けた相談内容を反映させた、医療安全や医療機関のかかり方の研修会（講座）を開催しました。
- ウ 病院や有床診療所を対象に、立入検査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 引続き医療安全支援センターの周知を行い、医療に関する悩みを持った患者・御家族への助言を講じていく必要があります。
- イ 医療を適切に受けるためには、患者に対する医療従事者側の配慮だけでなく、患者や家族側の自立した高い意識が必要であることから、「医者にかかる10箇条」を活用した講座活動を広く進めていく必要があります。
- ウ 新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、予定の全医療機関の立入検査を実施しました。ここ数年できなかった院内巡視を実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3年度 松本市保健所に医療安全支援センターを設置
- 〃 新型コロナウイルス感染症に配慮した立入検査を実施（一部書面審査）
- 令和 4年度 新型コロナウイルス感染症に配慮した立入検査を実施

イ 統計資料

	R 3年度	R 4年度
医療機関等の相談件数	226	307
医療機関等への苦情件数	44	50

研修テーマ	対象者	R 3年度		R 4年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数
賢い患者になるために	住民	7	延べ146	15	延べ423
医療安全研修会	医療従事者	2	244	1	25

検査予定医療機関	対象医療機関数	検査頻度	R3年度（か所）	R4年度（か所）	R5年度（か所）
病院	16	毎年	16	16	16
有床診療所	11	3～5年毎	4	3	2

地域医療・救急医療の充実

5 松本地域出産子育てネットワーク事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

松本医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。
また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本医療圏全体で検討していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
30年4月～31年3月	739件(121)	1.07(0.88)	2,154件	1.00
31年4月～2年3月	754件(112)	1.02(0.93)	1,964件	0.91
2年4月～3年3月	722件(105)	0.96(0.94)	1,747件	0.89
3年4月～4年3月	798件(157)	1.11(1.50)	1,785件	1.02
4年4月～5年3月	782件(134)	0.98(0.85)	1,571件	0.88

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数

個々に寄り添う障害者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

1 障害者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障がい者・児（以下「障がい者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障がい者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 障がいの特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、サービス提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者手帳交付者は年々増加しています。障がいの重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障がいの状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。
- イ 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成18年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始。松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 23年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに同行援護サービスの提供を開始
- 24年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正される。難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に加える。

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	R2年度		R3年度		R3年度	
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,638	520,800	7,646	560,894	7,474	641,791
日中活動系サービス	17,440	2,659,281	17,979	2,793,024	18,397	2,780,042
居住系サービス	5,655	897,722	5,810	920,238	6,056	983,314
サービス利用計画作成	6,208	93,409	6,470	100,742	6,813	105,818
児童通所サービス	7,478	446,159	8,772	533,127	9,954	614,477

個々に寄り添う障害者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障がい者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本障害保健福祉圏域の各自立支援協議会を中心とした関係機関との連携と調整により事業を推進しました。
- イ 相談支援センターの専門支援員との連携により、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者や介護者のニーズの多様化及び重度の障がい者へのニーズが増えていることから、障がいの特性及び生活環境に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 23年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 令和 3年 中核市移行により、専門性の高い意思疎通支援を行うもの（手話通訳者等）の養成研修事業と専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業を県と共同で実施
- 4年 日中一時支援事業補助金に強度行動障がい者を支援した際の単価を追加

イ 統計資料

（単位：千円）

区分	R 2年度		R 3年度		R 4年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター（延相談人数）	11,092人	-	11,580人	-	10,834人	-
手話通訳等派遣事業	1,038回	3,856	1,348回	5,143	1,483回	5,990
移動支援事業	17,365h	40,050	15,743h	36,800	14,278h	33,133
日常生活用具給付事業	5,151件	57,814	5,146件	62,212	5,500件	60,015
訪問入浴事業	2,985回	37,301	2,891回	36,123	2,700回	33,739

個々に寄り添う障害者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課
西部福祉課

3 障がい者の差別解消と権利擁護の推進

(1) 目標

障がい者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 平成28年4月に施行された障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した出前講座等を開催し、法律の趣旨や障がいや障がい者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して営費を助成し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障がい者の権利擁護を推進するためには、障がい者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。成年後見支援センターとの連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成20年 5月 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22年 6月 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28年 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成23年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28年 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法を受け、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障がい者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	R2年度	R3年度	R4年度
通報・相談延件数	17	11	16

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	R2年度	R3年度	R4年度
延相談件数（件）	426	304	390

個々に寄り添う障害者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課
西部福祉課
こども部 こども福祉課

4 福祉医療費給付事業

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障がい者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障がい者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大し、子育て世帯への医療負担の軽減に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子育て支援医療（0歳から18歳まで）の現物給付方式導入に併せ、障がい者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和49年度 松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成15年度 自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18年度 障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 25年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
- 27年度 18歳以下の障がい児医療の対象者について、所得制限を廃止
- 30年度 子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入
- 令和4年度 子育て支援医療の対象児童を15歳到達年度末までから18歳到達年度末までに拡大

イ 統計資料

区分	令和3年度			令和4年度		
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	305,495	570,772	131,217	360,291	691,465	192,718
障がい児医療	3,216	12,590	3,626	3,294	12,557	4,000
ひとり親医療	41,778	100,843	50,297	43,033	99,107	49,557
障がい者医療	251,555	800,793	270,883	254,805	806,531	279,131

生きがいある高齢者福祉の充実

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 高齢者の自立支援と重度化防止のために、医療と介護が連携し、理学療法士等の専門職から助言を受ける自立支援型個別ケア会議を全ての地域包括支援センター主催で開催できました。
- イ 認知症になっても住み慣れた地域で生活できるために、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人の社会参加を進めるための「認知症サポーター活動促進」と「チームオレンジまつもと構築」に向け、各地域包括支援センターでステップアップ講座等開催を開始しました。
- ウ 地縁組織、民生委員、ボランティア、NPO 法人、社会福祉法人等と連携しながら、生活を支える多様な支援体制（助け合いづくり）の充実と強化、及び高齢者の社会参加（つながりづくり）の推進を図るため、地区生活支援員（社協へ委託）の配置を進め、全ての地域づくりセンターに配置が完了しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自立支援型個別ケア会議が地域包括支援センター主催で開催できましたが、継続実施、内容充実のために地域包括支援センターへの支援を行います。
- イ 「チームオレンジまつもと構築」に向けて、ステップアップ講座を開催しました。今後も講座を継続して行い、認知症になっても住み慣れた地域で日常生活が過ごせる地域を目指します。
- ウ 35 地区の地区生活支援員を中心に、様々な通いの場や生活支援の体制づくりが進んでいますが、人口や高齢化率、地理的な地区差もあるため、地域の実情に合ったきめ細やかな体制づくりが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 30 年度 松本圏域入退院連携ルールの運用開始
- 令和 元 年度 地区生活支援員業務を社会福祉協議会へ委託、4 年間かけて地域づくりセンターへ配置を開始
松本市版リビングウィル（事前指示書）の運用開始
- 2 年度 自立支援型個別ケア会議の開始
まつもとミーティング（認知症本人ミーティング）の開催支援
- 3 年度 在宅医療と介護の連携推進の周知のために、多職種連携研修会を市公式チャンネルで YouTube 配信。リビングウィルをテーマに地域包括ケアシステム事例集を作成

イ 統計資料

ケア会議実績

令和 4 年～会議の目的によって、地域課題は住民自治局主体、個別課題は地域包括支援センターが主体となって協議しています。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域ケア会議	38 回	24 回	22 回	37 回
個別ケア会議	33 回	37 回	32 回	45 回
自立支援型個別ケア会議	6 回	12 回	24 回	24 回

生きがいある高齢者福祉の充実

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

2 高齢者福祉と介護保険事業

(1) 目標

団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の2年目
- イ 第8期計画に基づき、令和5年度に整備する地域密着型サービス施設（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）2施設を公募しましたが、応募がありませんでした。
- ウ 高齢者の生活を支えるため、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護24時間あんしん支援事業などの福祉施策を展開しました。また、高齢者が地域の中でいつまでも生きがいを持って生活するために、外出支援や活躍ができる場の確保などの事業を展開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加し、多様化しています。
- イ 住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って生活ができるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進める必要があります。また、次期第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画においては、事業者が参入しやすい環境整備計画を策定する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

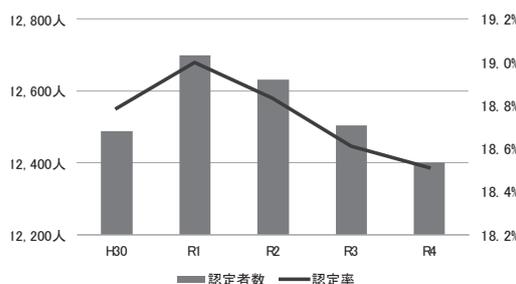
ア 経過

- 平成 4 年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11 年度 「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12 年度 介護保険制度開始
- 28 年度 新しい総合事業を開始
- 令和 3 年度 第8期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）のスタート

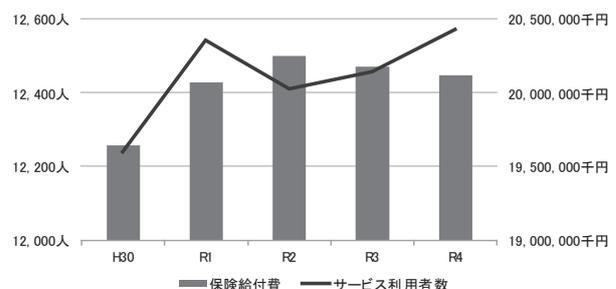
イ 統計資料

（出典）介護保険事業状況報告（3月報）

第1号被保険者認定率の推移



サービス利用者数と保険給付者の推移



	H30	R1	R2	R3	R4
認定者数	12,489人	12,700人	12,633人	12,504人	12,401人
第1号被保険者数	66,318人	66,740人	67,076人	67,189人	66,992人
認定率	18.8%	19.0%	18.8%	18.6%	18.5%

	H30	R1	R2	R3	R4
保険給付費	19,644,862千円	20,071,398千円	20,249,750千円	20,175,684千円	20,121,148千円
サービス利用者数	12,240人	12,541人	12,410人	12,457人	12,571人

※サービス利用者数は、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス受給者数の合算数値

暮らしを守る生活支援の充実

健康福祉部 生活福祉課

1 生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 就労支援プログラムの活用就労支援員を2名配置し、ハローワーク等と連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。
- イ 生活保護支援基金の貸付け生活保護に該当すると見込まれる者に対しては、生活保護費支給までのつなぎ資金として、生活資金や住宅資金を貸付け、経済的に不安のない状況で就職活動ができるよう支援しました。
- ウ 健康管理支援事業保健師、管理栄養士を配置し、一般健診の受診勧奨や戸別訪問や電話相談による保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みました。
- エ 国庫補助による会計年度任用職員のこども支援員1名を配置し、基礎学力を習得できなかった小・中・高校生を対象に個別に訪問しての学習支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の経済社会状況への影響により、生活保護の相談・申請件数は増加傾向にあります。特に65歳以下の稼働年齢層である「その他世帯」の保護受給が増加しています。
- イ 障がいや傷病がないにもかかわらず引きこもりも含め、就労自立に至らない世帯に対しては、積極的就労支援を行う一方、社会生活自立や日常生活自立につなげる必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成20年度 生活保護世帯就労支援対策の実施
- 平成21年度 生活保護支援基金の貸付けの実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度	項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	合計
2年度	(世帯)	874	43	487	168	1,572
	(%)	(55.6)	(2.7)	(31.0)	(10.7)	
3年度	(世帯)	870	38	475	177	1,560
	(%)	(55.8)	(2.4)	(30.5)	(11.3)	
4年度	(世帯)	873	38	504	187	1,602
	(%)	(54.4)	(2.3)	(31.4)	(11.6)	

暮らしを守る生活支援の充実

住民自治局 市民相談課
(健康福祉部 生活福祉課)

2 生活困窮者自立支援等関係事業

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさほ松本」（松本市社会福祉協議会へ委託）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 支給対象者の拡大を受け、離職された方のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じた方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する特例貸付による生活再建が困難な世帯に対し、就労による自立を図るため、自立支援金を支給しました。
- ウ 庁内プロジェクト会議や支援調整会議を通じて「まいさほ松本」と庁内関係課とのより一層の連携を図り、生活困窮者の早期発見及び支援開始を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、前年度と比較して新規相談者及び継続支援者は減少傾向にあります。しかし、関係課が介入しているが、課題が複雑化、複合化し支援が長期化する傾向にあります。
- イ 15歳～64歳の稼働年齢層（特に40歳以上）への居場所を含めた支援策について、庁内関係課会議の結果を踏まえながら支援策を検討します。
- ウ 誰も取り残さない全世代型支援体制（国が示す「重層的支援体制整備事業」）を構築する中で、生活困窮者自立支援等関係事業を生活保護制度との更なる連携強化を図るため、令和5年度から生活福祉課へ移管します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 生活困窮者自立支援法施行
自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）を実施
- 平成28年度 障害・生活支援課（現生活福祉課）から市民相談課へ事務移管
就労準備支援事業、一時生活支援事業を新規実施
- 平成29年度 家計改善支援事業を新規実施（法に基づく主要事業をすべて実施）

イ 統計資料

「まいさほ松本」の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
令和2年度	1,242人	425人	9,754件	78人
令和3年度	1,342人	960人	9,369件	47人
令和4年度	732人	664人	7,400件	33人

暮らしを守る生活支援の充実

3 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、安心・安全な住環境を提供するため、良質な市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 建物や設備の老朽化により入居率の低下及び高齢化率が増加している市営住宅について、若者の生活スタイルに合わせたリノベーションを行いました。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画及び松本市耐震改修促進計画に基づき耐震不足の住宅を順次廃止し、令和4年度は、二子団地84戸、寿団地（3丁目）6戸を用途廃止しました。
- ウ 「松本市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境の改善する改修工事を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 入居率の低下及び高齢化が課題となっており、制度の見直しや若者世帯向け改修事業をはじめ住戸の改修をさらに進めていく必要があります。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画の策定から5年以上経過したため、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じた見直しを進めます。
- ウ 老朽化した寿団地の建替えの手続きを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

建設年度	新築住宅				建替住宅				新築住宅				建替住宅					
	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	
昭和52年度 53	野溝	20	20						7					南松本	42	42		
	岡田	24	24											南松本	27	27		
	南松本西	25	25															
	錦部	16	16						8	御堂原	14	12	2					
	中川	8	8						9					南松本 豊丘	24 55	24 55		
	54	鳥内	96	96							大野田	40		40				
	55	竹淵	36	36							大原	10		10				
	56	竹淵	18	18					10	芳野	21		21					
	57	南松本南	32	32		二子	26	26			取手 上土	14 25	14	25	豊丘 芳野	45 39	45 18	21
	58	南松本南	40	40		寿田町	24	24		11								
59	埋橋	30	30		寿田町	42	42		12	横沢	19	19						
60	南松本南	30	30		寿田町	54	54		13	大手	8	8		豊丘	30	30		
	南松本東	30	30						14	松本駅北	25	25						
61	野沢	12	12						15									
62	出川	60	60		寿田町	54	54		16					寿	45	45		
	竹淵	60	60		寿田町	36	36		17					寿	30	30		
63	竹淵	24	24		元町	18	18		18					寿	20	20		
	浅間南	60	60		石芝	14	14		19					寿	30	30		
	大示川	6	6						20									
平成元年度	浅間南	30	30		石芝	24	24		21					豊丘	15	15		
	上郷	6	6						27					寿	21	21		
	稲核	3	3						28					寿	15	15		
	2	浅間南	32	32		石芝	16	16		29				寿	27	27		
	3	小宮	30	30		石芝	16	16		30				寿	48	48		
	4	小宮	12	12		石芝	36	36										
	5	小宮	60	60		元町上	24	24										
	6	小宮	60	60		元町上	24	24										
		鳥番	6	6														
		番所	6		6													
									合計		988	884	104		967	946	21	